

平成 21 年 6 月 9 日

## 「提言・新防衛計画の大綱について」

### 国家の平和・独立と国民の安全・安心確保の更なる進展

自由民主党 政務調査会

国防部会・防衛政策検討小委員会

#### 一、はじめに

わが党は、結党以来、国家運営の基盤は、安全保障及び防衛であるとの理念のもと、常に党において積極的・主体的に議論を交わし、政府に対し、その在り方や具体的な安全保障政策や防衛政策を提言するとともに、国民に広く理解していただく努力を積み重ねてきた。

わが党の使命は、国家の平和と独立及び国民の安全・安心を確保し得るためには、外交力の強化とともに、専守防衛、非核三原則、軍事大国とならないとの前提を堅持しつつ、着実な防衛政策を推進していくことが、政権与党としての責任である。

近年の変化は、わが国周辺及び地球規模の情勢の変動、大規模な自然災害の多発、北朝鮮の核実験・ミサイル発射、中国の軍事力強化とロシアの復調、米国オバマ政権の誕生や米国の金融問題から発した世界経済の急落等がある。

また、現防衛計画の大綱（「16大綱」）以降、防衛省の省移行、国際平和協力活動等の本来任務化などが実現し、イラク人道復興支援活動が成功裏に終了した。現在、自衛隊の海外での活動としては、PKOのほか、インド洋への補給支援活動の継続、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策などが行われている。また、防衛省改革が推進されている。

こうした状況下で、現大綱を分析・評価し、新しい安全保障及び防衛力の在り方の指針を再検討する必要がある。また、防衛計画の大綱が示す安全保障及び防衛力の在り方の指針は、防衛力の特性から30数余年以降にも影響を及ぼす。

今後の方向性は、地政学的特性・構造的な情勢変化に対応する「かくあるべし（理念）」と、わが国を取巻く新たな安全保障環境において国家の安全と国民の安全・安心を確保するために、「必ずやる（実現）」の区分を明確化し、安全保障政策や防衛政策、特に防衛力整備・運用・管理並びに法制の整備等を着実に進展させることが必要である。

一方、政権交代を主張する野党・民主党は未だに安全保障や防衛に関する考え方を公表しておらず国民に不安を抱かせている。

本提言は、以上の視点から、国防部会・防衛政策検討小委員会で、わが党として取り組むこととしている憲法改正を視野に入れつつ、政権与党としての責務を果たすため、数次にわたる真剣な議論を行い、党としての考えを取りまとめた。

今回は、今後の防衛力の在り方の方向性を「基本的防衛政策」と「今後整備する防衛力」に大別して明らかにした。特に重要なことは、07大綱策定以降縮減された防衛力を、今後の新しい安全保障環境に適応させ実効力を伴うものとするため、「質」「量」とともに必要な水準を早急に見直し、適切な人員と予算の確保を図るべきである。

以下、今年末に策定される新防衛計画の大綱について具体的な提言を記した。

## 二、わが国をめぐる安全保障環境

### 1、わが国の地政学的な基本特性

わが国周辺大陸からの地政学的脅威は、いわゆる三正面（北、西北、南西）と海洋国家としての海上交通路を通じてわが国に及ぶものということができ、これらが国家防衛の一義的な抑止・対処の対象と認識される。

また、わが国の沿岸部に人口稠密社会が形成され、特に首都圏・阪神地区等の大都市も安全保障上の考慮が必要である。

### 2、国際情勢の構造的変化

#### （1） 伝統的脅威と抑止の効きにくい脅威

わが国周辺の中国・ロシアと同盟国米国の周辺地域での覇権争奪の影響を地政学的に考察すると、北・西北・南西との三正面への脅威と海洋国家としての生存からシーレーンへの脅威は常に存在する。

冷戦終結後に表面化した貧困・経済格差、イデオロギー・宗教・民族対立等の紛争の火種は、ユーラシア大陸一部沿岸部やアフリカ大陸から国際社会全体に影響を及ぼす非伝統的脅威出現の要因となっている。

わが国の生命線たるシーレーンはその影響を受けやすく、かつ、わが国もその脅威の対象とされているが、その主体が不透明ゆえに抑止が効きにくく事前の兆候察知も困難であり、事態発生への即応体制が必要とされている。

#### （2） 感染症や自然災害、気候変動等地球規模の危機

わが国は、国内のみならず海外でのこれらの危機発生の影響を直接受け易く、活発的な国際的な交流により国家の繁栄を享受している面もあることから、危機発生に関し早期に情報を入手し先行的に対応することが求められる。

地球温暖化により、北極海の海氷の範囲が縮小しつつあり、北極海航路開通が、わが国の安全保障に影響を与える可能性に考慮せねばならない。

### 3、わが国周辺国の動向と危機・脅威の方向性

#### (1) 国家の平和と独立に及ぼす危機・脅威

##### 北朝鮮

北朝鮮は、軍事力、対外交渉力の向上を志向し、現体制の維持を図るため、核保有国（核弾頭搭載大陸間弾道弾を含む）となることを追求している。その上で、政治的恫喝手段の拡充（テロ・BM等）と大量破壊兵器の拡散による地域及び世界の不安定化を醸成している。また、特殊部隊10万人増強・核弾頭・長射程ミサイル開発、固体燃料ロケット（1000km級短距離ロケット）技術取得などを行っている。

##### 中国

中国は、多極化に向けて軍事力（核・ミサイル戦力に加え、空母等海上プレゼンス・着上陸能力の飛躍的向上等）の拡充（公表国防費は21年連続2桁の伸張、最近5年間の対前年度最大伸び率24%）と東アジアの覇権争奪、特に東シナ海・南シナ海から太平洋への進出の動きがある。

##### ロシア

多極化に向けて軍事力の復調傾向（国防費は2000年以降7年間で約6倍の伸張であり、最近5年間の対前年度最大伸び率27%）にある。特に、北極海航路が進展した場合は、ロシア海軍のオホーツク海・太平洋地域への関与が増大し、米露、米中との覇権争奪は周辺国の態勢に影響を及ぼす。

##### シーレーン周辺国の不安定化

シーレーンは、わが国の生命線であるため、その周辺における海賊行為、テロの発生は、大きな脅威となっている。

#### (2) 国民の安全・安心に及ぼす脅威

国民の安全・安心に及ぼす脅威は、朝鮮半島では、北朝鮮の内部崩壊・南進行動による混乱、避難民の流出が考えられる。中台問題では、米中台関係緊迫による危機が生じる恐れがある。また、国内テロとしては、国際テロ組織の拡大・分散に伴う生起公算が高まる可能性も否定できない。

さらに、新型インフルエンザなど感染症・大規模災害等で、社会インフラが崩壊・機能低下する恐れもある。

### 三、基本的防衛政策

#### 1、憲法改正

わが国の安全保障及び防衛力の在り方を検討する最も重要な前提は、党是でもある憲法改正である。そのためには、自民党・新憲法草案（17.1.22発表）にある、自衛隊の憲法上の位置づけの明確化、軍事裁判所の設置などの方針に沿った改正を早急に実現することが必要である。

憲法改正は、国民の発意によるもので、国民運動に発展させる努力が不可欠であるが、平成19年5月14日「国民投票法」が参院可決以降も、衆議院憲法審査会の「衆議院憲法審査会規程（仮称）」は制定されておらず、委員の選任も行われていない。今後は、これらの状況を打破し、安全保障及び防衛にかかる法的基盤としての、国家安全保障基本法や国際平和協力活動一般法の制定、防衛二法の改正並びに安保法制懇談会報告書の体現に努めることが必要である。

#### 2、新たな安全保障環境へ対応する法基盤の見直し（安保法制懇報告（4類型）の体現）

##### （1）日米安保体制の実効性確保のための集団的自衛権の行使に関する解釈見直し

公海において日米共同で行動中に米艦に危険が及んだ場合にこれを防護し得るようになることは、同盟国相互の信頼関係の維持・強化のために必要不可欠である。現行の法解釈では例外的にしか防護できず、特に艦船にとって大きな脅威である対艦ミサイルへの対処ができない。自衛艦が防護するためにはわが国の安全保障に関係する限定的な運用として、国会の同意を得て、集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要である。

BMDシステムは日米間の緊密な連携を前提に成り立っており、運用上、日本防衛だけに適用することは困難である。米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを、わが国が迎撃出来る能力を有するにもかかわらず対処しない場合は、わが国の安全保障の基盤たる日米同盟を根幹から揺るがすことになり絶対避けなければならない。

日本周辺に展開するわが国のBMDシステムにより当該弾道ミサイルを迎撃するためには、わが国の安全保障上必要な運用として集団的自衛権の行使を認める解釈変更が必要である。この場合の行使は、積極的に外国の領域で武力を行使する集団的自衛権の行使とのおらずと異なることを明確にする必要がある。

##### （2）国際社会による復興支援、平和構築活動への実効性ある貢献のための見直し

国際的な平和活動において、他国と共同任務を遂行中、他国の部隊や要員が危険に晒され、自衛隊に救援を求めている場合の武器使用基準が認められてお

らず、駆け付けて警護をしないことやP K O任務に対する妨害を排除する武器使用を認められておらず、他の共同任務部隊や要員を援護しないことは、国際社会の非難の対象となる。

国連等による集団安全保障やP K Oでの自衛隊の武器使用は国際基準に準じて使用できるよう解釈変更が必要である。憲法9条の武力行使は「個別国家による国際紛争を解決する手段」を規定するもので、国連等の集団安全保障への参加を禁止していないとの解釈を整理すべきである。

P K O等に参加している他国の活動への後方支援は法解釈評価以前に政策的妥当性として、支援対象となる他国の活動がわが国の国民に受け入れられるか、メリット・デメリットの評価等を、総合的に検討して政策決定すべき事項とすべきである。日米安保条約の運用や国際平和協力活動への参加等に係る根本的な問題であり、日米同盟再定義や国際平和協力一般法制定過程において、わが国の立場を明確にする法基盤の見直しが必要である。

(平成20年6月24日「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会・報告書」参照)

### (3) 安全保障の目的達成のための法的基盤見直しの必要性の国民の理解を深化

安全保障環境の変化とわが国の国際社会での地位の向上・責任の拡大等から、わが国の安全保障問題解決のための国際社会における共同対処・協力の要請が増加するという点について国民の理解を深める必要がある。

わが国の安全保障の基盤である日米協力体制の信頼強化に不可欠の活動との理解を国民に広げる必要がある。

## 3、国家安全保障基本法の制定

国家の安全保障を考えるには、新たな安全保障環境を踏まえて、実効性ある安全保障政策を行うために、憲法改正を視野に入れつつ、安全保障の基本である「国民の生命・財産、国土そして基本的人権、民主主義の原則等の基本的な価値を守る」ことを踏まえる必要がある。

そのためには、安全保障政策の主体となる国防戦略の基本である「わが国の平和と独立並びに国民の安全・安心を確保する」こと、自衛隊の意義付け、集団的自衛権行使や武器使用に関する法的基盤の見直し等を安全保障の基盤としての的確に意義付ける「国家安全保障基本法」を制定することが必要である。

また、安全保障に関する戦略については、安全保障基盤として、防衛力の在り方を示す大綱とともに国民の理解を深めることが必要である。

#### 4、総合的統合的安全保障戦略の作成

##### (1) 基本方針

新しい安全保障環境において、「安定した安全保障環境の構築に協力・貢献」するとともに、「危機・脅威が顕在化しない外交努力」と「わが国自らの防衛体制と日米安保体制による抑止力と対処機能の実効性を向上」させ、自らの安全保障を確保する。

この際、経済・エネルギー、食糧、技術等国の安全を律するとの観点からの国家戦略と連携するとともに、防衛政策では、その基本方針である専守防衛、文民統制、非核三原則、軍事大国とならないこと、節度ある防衛力整備は堅持する。

##### (2) 安全保障戦略を推進するための体制強化

国家安全保障に関して官邸がリーダーシップを発揮するための官邸機能の強化

###### ア 国家安全保障に関する長期的戦略を策定

長期的な国家目標を示すとともに複数の省庁に属する政策を迅速に意思決定できる基盤を確立する。また、国家危急事態が生じた場合には、対処に関する基本方針を示し政府全体で毅然と対応できる体制を構築する

###### イ 情報部門の強化と政策部門と情報部門の接続

正確かつ総合的な情勢判断のため不可欠であり、政府全体の情報収集機能及び情報分析機能を強化して、情報部門が政策部門に必要かつ適切な情報をタイムリーに提供できる体制を確立する（具体的には「情報体制の強化」で提言）。

ウ 国家安全保障問題担当補佐官を常設し、総理に定期的に報告・意思疎通を図り、安全保障政策の推進のため活動を行う。

エ 防衛省・自衛隊出身総理大臣秘書官や自衛官の副官配置など総理大臣補佐機能強化を図る。

安全保障会議の機能を吸収した「国家安全保障会議（日本版NSC）」及び同事務局を新設して、国家安全保障に関して大局的な視点に立った重要事項を機動的かつ実質的に議論を行い、安全保障戦略を作成し、事態に応じて各省庁に基本的指針を提示、総合的な活動を行う。

政府全体として総合的統合的安全保障を推進しうる人材育成

各省庁からの人材抜擢による官邸機能強化ではなく、政府全体で所要の人材を養成し、官邸と各省庁に適切な人材を配置し、総合的統合的安全保障を推進できる態勢を確立することが必要である。

これからは、国民自身が、今まで以上に国の平和や独立、国民の安全・安心について考え、国民自身の責任を自覚することも要求される時代となってきたことから、パブリック・リレーションズを重視して国民に働きかけることが重要であり「広報戦略」を官邸主導で構築すべきである。

## 5、防衛戦略

### (1) 基本方針

防衛は、武力攻撃事態の未然防止から排除までの間隙のない抑止・即応対処態勢を構築するとともに、武力攻撃事態以外の各種事態等に際しても自衛隊の能力を駆使して、国の平和と独立及び国民の安全・安心を確保する。その際、日米安保体制の確保に十分留意する。

また、国際的な安全保障環境の改善のための国際平和協力活動、わが国周辺の安定的な安全保障環境醸成のための能動的取り組みを積極的に実施する。

### (2) 防衛力の役割

各種武力事態への実効性ある抑止と対処

新たな安全保障環境を踏まえれば、現在の防衛計画の大綱(16大綱)で示された三つの防衛力の役割(新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、本格的な侵略事態への備え、国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組)や防衛力整備の優先順位の再検討が必要である。

わが国の地政学的基本特性等を踏まえて認識される伝統的な脅威と抑止の効きにくい脅威に対する役割として、三正面への備えと海上交通路の保護及び各種武力事態に即応性・機動性ある対処が必要である。

国民の安全・安心確保

国民の安全・安心のためには、国民保護、大規模震災対処、新型インフルエンザなどの感染症対策、民生協力などで関係機関と連携を万全なものとする。

国際及び日本周辺の安全保障環境の構築

自衛隊の国連平和維持活動(PKO)、国連平和構築活動(PBO)や海賊対処等の国際平和協力活動、日本周辺域での訓練等を通じた環境醸成に努める。

### (3) 防衛計画大綱の位置付け

防衛計画の大綱は、安全保障戦略を受け、防衛力の在り方の指針・運用・整備の基本

を示す防衛戦略である。

#### 大綱別表の意義

防衛力の整備（戦力化を含む）は、長期間を必要とする特性と情勢変化への的確な対応の二面性を有しており、16大綱別表は「防衛力の役割を果たす具体的な体制」として具体的な防衛力整備の目標指針としたが、留意事項で「大綱の防衛力の在り方はおおむね十年後までを念頭に置いたもの」と規定していることから10年後の整備目標と解せられ、情勢の変化への対応を重視した整備目標との評価ができる。

今後の別表の検討に当たっては、その必要性を検証するとともに、必要とされた場合には、防衛力整備において防衛生産基盤や防衛技術基盤の維持、防衛力は戦力化に長期間を要することなどを考慮すべきである。

## 6、防衛力整備と財政

### （1）防衛力整備に長期間が必要との特性

#### 人材育成

自衛隊は、長期にわたる人材運用が可能な人的基盤があって、初めてキャリアとして充当できる時間と適任の人材を選択することができることから、人の確保は必須の要件である。現在、政府全体の人件費削減を狙いとする行政改革推進法を一律に特別職たる自衛隊員にも適用していることが、必要な人的防衛力の確保を難しくし、人材育成面においても支障をきたしており、その見直しが必要である。

第一線部隊を指揮できる大隊長・艦長・飛行隊司令等や射撃・情報・通信・指揮統制・整備・補給等の専門性の高い職種・職域のプロを育成するには20年以上必要であり、将来の大きな情勢変化に対応する人的柔軟性を確保するためにも適切な人員の確保は必要である。

#### 装備の研究開発・生産・維持

昭和45年に示された「装備の自主的な開発・国産を推進する」という考え方に関する基本方針に基づく防衛生産・技術基盤の育成・維持は、防衛力整備や作戦運用を支える役割を果たしてきている。しかし、防衛生産・技術基盤を巡る今後の厳しい環境（主要装備品は数千社の企業と20年～30年の開発・維持期間が必要であるが、今後の防衛生産・技術の縮小、更には撤退、企業倒産等の傾向）からは、政府としての検討を行い、長期に安定した活動を確保することが必要である。

（参考1） 昭和45年7月16日 中曽根防衛庁長官決定（同日事務次官通達）

「防衛の本質からみて、国を守るべき装備はわが国の国情に適したものを自ら整えるべきものである。装備の自主的な開発・国産を推進する」



#### 部隊の練成のための人材の育成・装備の維持・練成訓練の積上げ

防衛力は、装備の戦力化が整えられて初めてその役割を果たすことが出来ることから、部隊の練成環境、特に練成機会と練成場所の確保と装備の維持機能の確保が重要である。現在、地方自治体の理解と協力を得て使用している訓練場・演習場・射撃場等を引き続き円滑に使用するための施策は重要である。

また、長期にわたり運用する装備の維持のため必要な生産・技術基盤を確保するとともに装備品の更新・換装に対応する練度の維持のための練成訓練を積上げられる訓練環境の確保が必要である。

#### (2) 防衛力の特性に適合した中長期の財源確保

長期的な施策である防衛力整備に関しては、防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画により、整備目標が示されている。その達成に必要な財源の見積り、執行に当たっては中期防衛力整備計画策定時、中期財源充当見積を接続させ、年度毎に防衛力の役割等を評価し、必要な経費を配分する特別枠方式等について、政府として検討すべきである。

### 7、基本的な自衛隊体制（配置・編成）の在り方

#### (1) 国内運用（域内運用と全国運用）と国外運用指針の確立

国内運用は、域内の国民の安全・安心を確保しつつ全国運用することを基本とし、陸上自衛隊における運用統括機能：陸上総隊により方面隊等の運用を容易にすることが必要である。

国外運用は、国内運用、即ち国家の安全や国民の安全・安心を確保しつつ行うことを基本とする。現行運用はPKO法において、2,000名が上限とされ各特措法では、その時々状況に応じて定められるが、実効性ある活動を継続するに当たっては、国土防衛分野への影響が懸念されていることにも考慮すべきである。

将来は、国際平和協力活動の一般法制定にあわせて海外運用の基本方針を示すことが必要である。

#### (2) 地方自治体や国民の安全・安心への影響

全国に隙のない基地・駐屯地の配置により、即応性をもって事態に対処する。

地方自治体が主体となって担任する災害対応・感染症対応等自治体の能力を自衛隊が補完すべき分野の確保を前提に、各種職種・職域部隊配置を基本とする。

地域配置部隊を掌理する中間司令部が、自衛隊が補完すべき分野を域内運用で補う

か、必要により全国運用で補うかなどを地方自治体と連携して調整する。

配置・編成の見直しに当たっては、地域の安全と安定や地域経済及び地域社会へ及ぼす影響などにも十分考慮し、地域の要望にも十分配慮して検討することが必要である。この際、創隊以来の各地域で自衛隊が運用している防衛財産の有効活用についての検討も必要である。

## 8、情報体制の強化

### (1) 内閣の情報集約・総合分析・総合調整機能の強化

情報要求を適切に提示できる閣僚級の「情報会議（仮称）」設置

内閣情報官の格上げと各省庁の総理への情報報告への関与

現在の内閣情報分析官の体制を強化するとともに、内閣情報官を委員会議長とする情報委員会（仮称）を運営し各省庁の情報を集約化し、国家情報としての評価を行い、重要情報を迅速かつ正確に総理へ報告できる体制を確立する。

情報コミュニティによる情報活動を内閣情報官の下で調整し、内閣情報官が保有する情報のアクセス権や各省庁の情報関連予算の重複を調整する権限を付与する。

### (2) 内閣直轄の情報機関の設置による対外情報機能の強化

新たな危機や脅威へ対応する国家情報機能の強化と一体となった国家の情報力を増強する統合的な国家的情報組織、特に対外情報業務に特化した情報機関を新設する。

国家的情報保全組織と法の整備が必要である。

（例：主要情報の適切な管理に関する法律）

高度な専門性を有する人材育成、特に対外情報の収集・分析要員を重視すべきである。

### (3) 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

政府全体での情報共有システムの構築と各省庁共通の情報保全基準を強化する。

### (4) 国会への情報委員会の設置

審議の対象となる秘密を確実に保護するための法律等の所要の措置をとる。

（平成18年6月22日「国家の情報機能強化に関する提言」参照）

### (5) 積極的な宇宙利用によるネットワーク化された情報収集態勢の強化

情勢の変化に対応する衛星による情報収集を行うためには、頻度を高めた収集システムが必須である。そのためには、大型情報収集衛星以外に、小型偵察衛星（低コスト）を複数機運用するとともに、情報要求に基づき情報収集指令のアップリンクや収集した情報のダウンリンクの即応性を確保するための専用通信衛星を組合せ運用できる情報収集態勢

を確立することが必要である。

また、情報要求に応じて迅速かつ確実に情報収集態勢を確立するためには即応性の高い打上げシステムの整備が必要である。

## 9、日米安保体制の強化

### (1) 日米安保条約改訂50周年「新日米安保共同宣言」

来年は、日米安保条約改訂50周年であり、日米両国で、「日米共同宣言」以降の米軍の変革・在日米軍の再編とわが国の新防衛計画の大綱を確実に進展させ、日米同盟及び日米安保体制をさらに強固なものとするため、「新日米安保共同宣言」を締結すべきである。

沖縄の米軍基地の整理・統合・縮小など、国民の負担軽減に、今日政府が最大限に努力し、国の平和と独立そして国民の安全・安心を確保していることへの国民の理解拡大に努める。

### (2) 日米役割分担の柔軟性確保のためのわが国の防衛力の方向性

周辺国に対する抑止態勢において、打撃力については、米国に大きく依存している。今後は、オバマ政権の米国の拡大抑止戦略やスマートパワー重視政策などを考慮し、米国との役割分担に柔軟性の確保が必要となる。

また、米国の打撃力に対する自衛隊の支援・補完能力を向上するため、打撃部隊の援護（対艦・対空・対地・対潜攻撃能力）や情報収集支援、後方支援機能の強化が必要である。

## 10、日米安保体制下の敵ミサイル基地攻撃能力の保有

(1) 専守防衛、非核三原則、軍事大国とならないこと、節度ある防衛力の整備といった防衛政策の基本は維持しつつ、強固な日米安保体制を前提とし、「座して自滅を待つ」ことのないよう、弾道ミサイル防衛の一環としての攻撃能力を確保。

弾道ミサイル（BM）による脅威に対し、有効に抑止・対処する手段には弾道ミサイル防衛（BMD）システムによる迎撃と敵ミサイル基地攻撃があり、わが国は、日米安保体制の下での協力により対応しており、現状は、打撃力については米国に依存している。

今後は、BMの能力向上（質・量）、核弾頭の小型化技術の進展に柔軟かつ迅速に対応するためにも、専守防衛の範囲（予防的先制攻撃は行わない）で、日米の適切な役割を見出し、わが国自身による敵ミサイル基地攻撃能力の保有を検討すべきである。

その際、BMDにおけるミサイル発射基地・車両等への対処に限定した抑制的な運用要

領（使用は国家安全保障会議により決定）と外交等あらゆる手段による抑止活動と接続する枠組みを確立し、ダメージコントロール可能な通常弾頭程度の威力と被害極限を追求できる高精度の弾着と効果確認可能な敵ミサイル基地攻撃能力を保有し、そのためにも、より強固な日米安保体制を堅持することが必要である。

（参考2）昭和31年2月29日衆院・内閣委員会鳩山総理答弁・船田防衛庁長官代読

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。」

（2） 保有する攻撃能力は、情報体制の強化施策と相まって、わが国の宇宙科学技術力を総合的に結集し、宇宙利用による情報収集衛星と通信衛星システムによる目標情報のダウンリンクと巡航ミサイルや小型固体ロケット技術を組合せた飛翔体（即応性よりも秘匿性を重視した巡航型長射程ミサイル又は迅速な即応性を重視した弾道型長射程固体ロケット）への指令により正確に弾着させる能力の開発を実現可能とすべきである。

### **11、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動時の安全確保、領域警備、航空警備の法制化**

（1） 法整備により、平時から多様な事態への移行を抑止又は阻止するため平時から有事まで、時間的・空間的に間隙のない（平時から有事の不安定な状態をなくした）対処を可能とし、国家の安全と国民の安全・安心を確保する。

（2） ISR活動時の安全確保

平時、領海・領空及び公海・公海上空で、情報収集・警戒監視・偵察活動中における自衛隊艦船・航空機に対する不法行動に対して、武器を使用して、その行動を抑止或いは対処することが必要である。

（3） 領域警備

平時（防衛出動や治安出動・海上警備行動には至らない）に、日本の領域内で、武装工作員、武装工作船等による不法活動に対処するため、警察機能を補完する形で対処することが重要である。

国境離島については「国境離島新法」の推進と併行して領域警備の体制を確立することが必要である。

（4） 航空警備

平時（防衛出動や治安出動発令には至らない）に、領空及び公海上空で、国際民間航空条約等の国際法規に違反した不法行動に対して、空の警察機能を行使することが必要である。

## 1 2、武器輸出3原則等の見直し

### （1）新しい武器関連技術に関する輸出管理原則

輸出禁止対象国としては、テロ支援国、国連決議対象国、国際紛争当事国、輸出貿易管理の不十分な国とし、それ以外の国・地域を対象とする武器輸出については、許可に係る判断基準「武器及び武器関連技術に関する輸出管理の指針」を定め、厳正に武器等の輸出を管理した上で、個別に輸出の可否を決定する仕組みを構築する。

### （2）政府統一見解（三木内閣）等の見直し

武器輸出3原則等運用においては、昭和58年の米国への武器技術輸出、平成17年のBMD共同開発移行等の際して安全保障環境の変化に対応して逐次緩和してきているが、今後は国際的に主流となる多国間による装備の共同開発への参加スキームが構築されることから、国際的な技術レベルを維持するとともに他国との技術交流を維持するため、米国以外との企業との共同研究・開発、生産、や「武器」の定義の緩和等、更なる3原則の見直しが必要である。

（参考3）昭和51年2月27日武器輸出に関する政府統一見解（三木総理大臣）

政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としてのわが国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針（3原則対象地域には武器の輸出を認めない。対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり武器の輸出を慎むものとする。武器製造関連設備の輸出については武器に準じて取り扱うものとする。）により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

## 1 3、防衛分野の宇宙利用（積極的な宇宙利用と柔軟な打上げシステム）

### （1）情報収集・偵察・早期警戒・測位・通信・電波観測衛星等の研究・開発

### （2）各種打上げシステムの確保、特に即応性の高いシステムの確保

現在の打上げシステムは、運用期日・打上げ方向に制約があり、即応性に欠けるため、制約のない新規射場等の整備を考慮すべきである。

### （3）緊急事態における即応型情報収集システムの確保

中小企業支援策で推進する超小型衛星群の開発結果を活用して、超小型衛星群を即応型情報収集衛星群として活用する方向で中小企業での開発状況をフォローすることが必要である。

#### 14、防衛生産・技術基盤の維持

##### (1) オンリーワン中小零細企業への補助金交付等

防衛産業（生産・技術）政策を立案・策定するための政府としての検討枠組みを設置し、企業リスクの大きな中小企業、特に緊要な技術・生産を担っている企業を維持させるため補助金等の交付について検討を行う。

また、インセンティブの向上、防衛技術管理（調査・分析・整理）、国内調達健全性確保等の施策も積極的に推進することが必要である。

##### (2) 必要な税制面の優遇措置（研究開発促進税等）

将来の装備は高度な科学技術の応用が必要で、民間技術・生産に依存する分野は大きく、装備の効率的な開発・調達のために官・民のデュアルユースの装備の同時開発が期待されるため、民の技術・生産の一層の活用を促進するため税制面の優遇措置等の施策を積極的に推進することが必要である。特に、宇宙分野の技術・生産における衛星・通信システム、打上げシステムは官・民のデュアルユースの装備として検討すべきである。

### 四、今後整備すべき防衛力

#### 1、自衛隊の態勢・防衛力整備の重点

##### (1) 自衛隊の基地・駐屯地等の意義

平時・有事を通じた陸・海・空自衛隊活動の基盤

地政学的な戦略的な脅威（三正面＋シーレーン）の抑止・対処を基本とした全国際のない配置が必要である。

演習場、訓練空域・海域は練度維持・向上のための道場、研究開発の実験場

部隊の配置・編成の見直しに当たっては、自衛隊創隊以来各地域で運用（教育訓練）している演習場等の防衛財産の有効活用についても考慮が必要である。

地方自治体にとっては雇用・経済と住民の安全・安心を付与する基盤

地方自治体の特性と陸海空自衛隊の運用上の特性を整合した配置を基本として、検討するが、政経中枢や経済活動の中心である都市部は、テロ・ゲリラ、BM攻撃、感染症、大規模災害等に脆弱であり考慮が必要である。

過疎化・高齢化の進む地方や雇用情勢の悪化が著しい地方においては、若者の雇用及

び教育の場としての有効性を考慮して、その配置を検討することが必要である。

## (2) 必要な人員・予算確保

防衛力の役割（運用）に応ずる人員確保

任務遂行に必要な人員確保の必要性を要望しているが、行政改革推進法を自衛隊員へ適用していることは防衛力整備の特性を考慮しているとは認めがたく、その適用を見直し、その改正が必要である。

自衛隊の現状は、総人件費改革等により、充足率が約90%台前半に抑制され、部隊での「実員」不足が常態化し、一人二役・三役のやりくりも限界にきて、人材育成にも支障が生じている。

適切な自衛官定数の長期確保と自衛官充足率を向上させることにより、「定員」と「実員」の乖離をなくし、常続的な部隊の実効性を維持・向上するとともに適切な人事・階級構成を維持して将来の戦略の振れ幅に対し柔軟に対応できる人的基盤を確立すべきである。この際、部隊の中核的人材育成・確保のための自衛隊生徒制度の再考を要望する。

中長期的財源確保

「骨太の方針：ゼロベース」の見直しが必要である。

07年の防衛費は、世界5位の規模であるが、その内訳は人件・糧食費で半分近くを占めているのが現状である。

防衛力整備は長期的な施策として人的・物的両面のバランスをとることが必要であり、中長期の財源確保が必要である。

宇宙の防衛利用、米軍再編経費は防衛費の枠外として、その特性を考慮した財源確保策を講じるべきである。特に07年で中国の国防費が世界3位となっており、わが国との乖離が一層増大していることに注意が必要である。

## (3) 統合運用

運用企画局を廃止し統合幕僚監部に機能移管し、運用機能を一元化

運用企画局の廃止に関し、これまでの同局が果たしていた役割を陸海空幕僚長、統幕長、防衛政策局長との間で適切に果たしていくため、組織改革にあたっては、自衛官と文官の有機的な協働の体制確保が必要である。

また、各種事態に迅速・的確に対応するために運用・管理に関する大臣補佐機能を統幕長に一本化するとともに、統幕長による自衛隊に対する一元的な指揮命令の実効性を確保することが必要である。

#### 統合運用ニーズを反映した防衛力整備

防衛力整備部門の一元化にあたっては、防衛力の整備・運用・管理について各幕僚監部の意見や現場部隊のニーズが的確に反映できるとともに統合運用ニーズとの整合を図り、効果的・効率的な防衛力整備が推進できる組織改革が必要である。

この際、自衛官と文官の有機的な協働の体制確保が必要である。

#### 統合運用の態勢強化

官邸の機能強化と併行して迅速・正確な意思決定・情報提供を可能にする防衛省・自衛隊の体制整備として、統合運用と自衛隊の情報機能の一元化を併せて推進することが必要である。

実効性ある統合運用を推進するため、陸自の運用統括機能としての陸上総隊創設、宇宙利用を含む統合指揮通信機能強化、迅速な的確に各種事態の対処に任ずる統合司令部や地域司令部の常設により、各級・各種部隊レベルまで整合ある統合対処計画の策定及び統合部隊練成等を実施させることが必要であるとともに陸・海・空の輸送力を強化して、統合運用の実効性を向上させるべき。

(平成20年4月24日「提言・防衛省改革」、平成20年7月15日「防衛省改革会議・報告書」参照)

#### (4) 陸上自衛隊

##### 陸自の運用統括機能としての陸上総隊の創設

地方司令部としての方面隊の維持(平時からの地域・関係機関との連携)

三正面(北方、西北、南西)の抑止・対処能力維持

特殊部隊からの政経中枢、重要施設等の防護能力向上

国外任務対応能力の強化

国民の安全・安心確保活動(大規模災害、国民保護、感染症等)強化

マンパワーの確保

防衛力におけるマンパワーは、国家の防衛意思の表明そのものであり、また、実効性のある対処として国民の期待に応えるためには、的確な対処に必要な人的規模を確保する必要がある。

常備自衛官の充実については、最低限現状維持から増員の幅で検討することが必要であり、予備自衛官の充実については、各種予備自衛官制度を拡充してその勢力維持を図ることが必要である。

テロ・ゲリラ対処、大規模災害、国際平和協力活動等の各種活動の基礎は人であり、消防団員の減少・高齢化や長期・機動的運用に弱点を有する地方自治体の能力補完も人が主体



であることからマンパワーの確保は重要である。

#### ( 5 ) 海上自衛隊

周辺海域の防衛に加えて海上交通の安全確保態勢の強化 ( I S R 含む )

周辺海域における海洋秩序の維持・強化 ( 不審船対処、機雷除去、邦人輸送 )

国際安全保障環境改善のための態勢強化 ( 外交的ツール )

弾道ミサイル対処強化 ( イージス艦への S M - 3 搭載のための改修の推進、実弾射撃訓練の実施、策源地攻撃のための海上発射型巡航ミサイル導入について他の手段と接続して検討が必要である。 )

対潜戦機能強化 ( 潜水艦整備と P - 1 )

洋上支援能力強化 ( 補給艦、指揮統制 )

人的基盤の強化

従前の物先行型から人・物均衡型の海上防衛力に転換し、海上防衛力の多様な役割を的確に遂行する態勢を確立するため、 装備と人のバランスのとれた体制として、護衛艦部隊の充足率向上・定員の考え方の見直し等を、 プロフェッショナル養成態勢の再構築として入隊時教育の充実・艦艇長養成の仕組みの見直し等を、 活気みなぎる組織の再生としての勤務と休養のバランス確保・処遇の適正化等を推進することが必要である。

#### ( 6 ) 航空自衛隊

実効的な抑止・対処能力向上

( F - X の第 5 世代機導入、各種機能のネットワーク化 )

国外任務対応能力強化

( 航空機動・海外展開能力向上に C - X と K C - 7 6 7 の組み合わせ、 A W A C S ・ E 2 C などによる警戒監視活動や救難機などへのニーズ対応 )

I S R 機能強化 ( 宇宙・無人機を含む )

B M D 能力強化 ( P A C - 3 化・レーダー整備推進、 T H A A D 導入についても検討 )

核実験の監視・情報収集能力の強化

操縦者の確保

航空防衛力の根幹である操縦者の現状は、厳しい募集環境 ( 要員確保困難 ) ・課程教育中の罷免増加 ( 他の職域への転換希望 ) ・依願退職増加から、操縦者 ( 人的防衛力 ) の不足に陥り部隊運用・飛行安全確保に重大な影響を及ぼす危険性が大きくなってきている。

危機的状況を打開するためには、全省挙げての取組みとして 募集範囲の拡大・選抜要領

の見直しによる人材確保、課程学生入力数の増加・飛行教育体系の・教育要領の見直しによる人材養成、能力主義による抜擢・航空手当制度の改善による官民の給与格差防止・将来に不安を抱かない諸施策による人材管理の改善が必要である。

## 2、防衛省・自衛隊の情報体制の強化

- (1) 既存の情報収集・警戒監視能力（電波、画像、航空機等）の強化と効率的運用
- (2) 無人機等新たな情報収集アセット、手段の導入及び運用環境の整備
- (3) 情報収集衛星の機数の増加と能力向上、商用衛星との相互補完の強化
- (4) 防衛政策、自衛隊の運用に資する質の高い分析力向上
- (5) 中央から現地部隊に至る情報伝達・情報共有システム強化と保全の確保
- (6) 官邸・情報コミュニティ等政府関係部署への適時適切な情報伝達
- (7) 長期的展望に立った情報要員（HUMINT）の育成
- (8) サイバーテロに対する防護態勢の構築・強化

## 3、国際及び日本周辺環境安定化活動への態勢（体制）強化

- (1) 国際平和協力活動の一般法制定等法的基盤整備

新しい安全保障環境の変化では、国際社会における共同対処・協力が求められており、わが国の国際社会における地位の向上と責任の拡大等から、わが国への期待・要請が増加しつつある。

これまでは、新たな事態が生起して平和協力活動の必要が生じるとともに、特別措置法により対応してきたが、時間を要するとともに積極的・主体的に協力できない欠点（緊急の事態に間に合わない・遅れてしまう、要員訓練・予算措置等の準備に後れをとる 国際協力に対する姿勢が熱心でないとの誤解）があった。

国民の理解を得て、国際平和協力活動の一般法を制定し、わが国の国際平和協力の理念を内外に示すとともに国際平和協力活動について一貫して迅速かつ効果的に取り組んでいくことを可能にする。この際、国際社会の要求に応えるために、国際平和協力活動の一般法では、現行の国際平和協力法に対し次の点を明確にすることが必要である。

一定の国際機関の要請と国連決議の関わり

対応する活動内容の拡大（+警護・治安維持・船舶検査と後方支援）

憲法9条に関する法基盤の見直し（武器使用等安保法制懇報告を踏襲）

国会の関与

国外運用の基本（国家の安全や国民の安全・安心の確保を基本に運用）

(平成20年6月20日・与党PT「国際平和の一般法について中間報告」参照)

- (2) 国際社会全体に関わる安全保障問題への積極的・能動的関与
- (3) 二正面以上派遣可能な体制・装備
- (4) 日本周辺の安定化活動(環境醸成)  
多国間災害対処訓練やP S I訓練等に参加し、相互信頼性・共同対処能力向上
- (5) 拡大する要求に対応する多国間調整機能・海外対応装備品・海空輸送力の強化
- (6) 安保対話、防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野の諸活動への参画
- (7) 人材育成(語学含む)、学術・研究交流促進、知的基盤ボトムアップ

#### 4、弾道ミサイル防衛システムの更なる整備・強化

- (1) 多層的なわが国MDシステムの強化  
積極的に宇宙を利用した早期警戒衛星・情報収集衛星やミッドコースでの正確な撃破を追求する新しい地上発射ミサイル(例:SM-3改地上型)の研究開発を検討とする。  
イージス艦のBMD能力強化、PAC-3増強・レーダーの整備推進検討  
SM-3やSM-3改への拡充とTHAAD導入の検討  
被害局限(国民保護、被害情報収集・救助)
- (2) 日米安保体制の抑止力の確保  
米国の攻撃力と日本の攻撃支援・補完力の調整

#### 5、警戒・監視・情報収集態勢(I S R)の着実な整備

- (1) 宇宙・無人機を含むネットワーク化された統合的I S Rの構築  
わが国の安全保障活動に係る全域をネットワーク化・システム化  
通信衛星の他に高高度飛行船を組み込んだ通信網の構築を検討
- (2) 平素から有事まで間隙のない態勢構築
- (3) 友好国や海上交通路周辺国との情報共有

#### 6、島嶼防衛の強化

- (1) 南西諸島防衛  
常備部隊の主要島嶼への配置及び迅速な機動展開能力と関係地方自治体との調整能力  
特に国境離島においては「国境離島新法」との連携を留意  
島嶼防衛のため我の長射程火力整備と敵の長射程・精密火力に対する防空能力  
南西航路帯の安全確保

日米協力体制下の防衛力として、空対艦・艦対艦・地对艦ミサイルの統合運用とミサイルの射程や低い即応性（飛翔時間が長い）を補完する地对艦弾道弾（中国軍は開発着手）の研究開発により、国家の安全と国民の安全・安心を確保する。

南西空域の航空優勢確保

（２） 南西諸島から本州～硫黄島～グアムに至る海域での海上（航空）優勢の確保

わが国の広大な領域（領海・排他的経済水域）の安全確保の基盤となり、海上航路帯の運航の自由度を確保し、日米協力態勢・国民の経済活動の安定を維持するため、南西諸島や同航路帯に配置・運用する陸海空自衛隊の統合運用を強化する。

## 7、テロ・特殊部隊攻撃への実効的対処

（１） 潜入の阻止

工作船等による潜入を阻止するための洋上・沿岸監視を重視する。

（２） 破壊活動への対処

重要施設の防護能力を確保するとともに、テロリスト、特殊部隊の搜索・警戒のための能力向上を図る。

## 8、人材育成と処遇改善

（１） 自衛隊の体制再構築に対応する人的諸施策の確行

人材確保

ハローワークの協力確保、地方公共団体等の協力拡充、魅力ある自衛隊のブランド・イメージの確立、女性自衛官の活用（託児所整備）、高齢自衛官の活用（職域別定年延長・再任用制度の活用）、予備自衛官制度の充実（予備自衛官補の活用）等を検討

人材育成

さまざまな職域（医療、スポーツなどを含む）におけるプロフェッショナル化自衛隊の年齢構成の適正化、大卒幹部自衛官採用拡大、非任期制自衛官採用拡大、服務教育等の充実、相談態勢の強化等を検討

（２） 処遇改善

隊員がモチベーションを維持し、名誉や誇りを実感できるような処遇の適正化（新階級の創設、俸給等の改善（職階差に見合う格差、専門性の配慮、危険度考慮）、自衛官の栄典・補償の改善、留守家族支援策の充実、新たな援護組織の構築、退職後の給付の充実等を検討）

（平成19年6月6日「自衛官の質的向上と人材確保・将来の活用に関する提言」参照）

## 9、防衛基盤の維持強化

### (1) 受け入れ地方自治体との連携

防衛警備や災害等において国民と一体となって対応しうる態勢

### (2) 過度の中央調達の是正と地産地消

### (3) 健全で規律正しい人材の社会への還元

### (4) 防衛産業・技術基盤維持・強化

主要な装備品については、国内で生産・整備可能な態勢の維持・強化

技術開発力の高さは抑止力でもあり、民間技術へのスピノフの側面についても配慮が必要である。

### (5) 広報など情報発信機能の拡充

## 五、むすびに

わが国は、各時代の安全保障環境に対応した安全保障と防衛の在り方を適宜に示しつつ平和と独立並びに国民の安全・安心を確保し、今日では国際社会におけるわが国の地位の向上や責任・期待の大きさを国民自身が認識する時代を迎えている。

冷戦時代は、米ソの対立や均衡の枠組みにあって日米安保体制の維持と自らの基盤的防衛力を整備し、ポスト冷戦後も、米国一極構造の日米協力・国際協調の枠組みにあって基盤的防衛力の整備を継続した。

これまで、米国一極・国際協調の枠組みにあって多機能弾力的、対処重視の考え方をとりつつ、防衛力の縮減に注力した。

しかしながら、今日の安全保障環境からは伝統的な脅威と抑止が効きにくい脅威や感染症や大規模災害等突発的な危機への対応、更には国際平和協力活動への取り組みと多様な(多忙な)防衛力の役割が期待されるが、自衛隊の体制は陸海空自衛隊ともにやりくりの限界を超えている。

そこで、わが党としては、縮減された人員と予算を適切に手当して適正な防衛力に回復するなど、「07大綱」以降の縮減方針の見直しが急務であることを強く要請するものである。

安全保障能力の整備は、国の平和と独立、国民の安全・安心を守る役割の基本であり、諸外国の防衛力整備状況も考慮して、わが国の防衛力整備に必要な防衛予算及び整備基盤の維持・拡充を行うべきである。

本提言については、わが党として今後の政府の取り組みをフォローアップし、適切に措置されるように努める。